

2024年からの

相談無料

医師の時間外労働上限規制に備えましょう！

勤怠管理

医師労働時間短縮計画

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～）				法改正で対応	
地域医療等の確保	医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休憩時間の確保	
医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成 評価センターが評価 都道府県知事が指定 医療機関が計画に基づく取組を実施	A（一般労働者と同程度）	960時間	義務	努力義務	
	連携B（医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	義務
	B（救急医療等）				
	C-1（臨床・専門研修）	1,860時間			
C-2（高度技能の修得研修）					

医師の健康確保
面接指導
健康状態を医師がチェック
休憩時間の確保
連続勤務時間制限と勤務時間インターバル規制（または代償休息）

36協定
宿日直

副業・兼業

2024（令和6）年4月1日から医師に対する時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます。

「医師の労働時間短縮」、「副業・兼業を含めた労働時間管理」、「追加的健康確保措置」などについて、医療機関が準備を進めて行かなければなりません。

まずは、医師の適切な労働時間の把握・管理から始めましょう！
とちぎ医療勤務環境改善支援センターにご相談ください。

とちぎ医療勤務環境改善支援センター

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森 4階（栃木県医師会内）

TEL 028-622-2655

FAX 028-624-5988

E-mail : iryokinmu@tochigi-med.or.jp

URL : <http://www.tochigi-med.or.jp/medical/working-environment/>

開設時間：平日 9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

お気軽に
ご相談ください。



